

1.2. 商業伐採とその管理政策の展開

1.2.1. 商業伐採管理政策の特徴

ソロモン諸島における森林政策の展開は、森林に対する開発の管理方法を模索する過程であった。森林に対する大規模開発としては、ココヤシ農園開発、商業伐採、早生樹などの大規模植林が挙げられる。

これらの大規模開発のうち、とくに商業伐採は、すべての森林開発の入り口となってきた。そのため、ソロモン諸島における森林政策は、商業伐採の管理を中心に展開してきたという側面を持っている。そして森林政策の展開は、商業伐採管理政策に注目すると、1)植民地化以前、2)駐在弁務官による管理試行期、3)政府取得地での管理期、4)慣習地での商業伐採増加期、5)州政府による管理試行期、の5つに区分できる。

以下では、各時期の政策的特徴を説明していくこととする。

1.2.2. 植民地化以前(～1893年)

ソロモン諸島は、1568年にサントアイサベル(Santa Isabel)島に到達したスペイン人探検家アルヴァロ・デ・メンダーニャ(Alvaro de Mendāna)によって命名され、ヨーロッパ諸国にその名が知られることとなった¹³。19世紀半ばには、捕鯨船やキリスト教布教団が来島し始めた。そして、ココヤシやシンジュガイ(*Pinctada maxima*)などを扱う交易人と住民との接触も始まった(Bennett, 1987:46)。

ソロモン諸島の総陸地面積は28,369km²であり、熱帯雨林に覆われた2,500の島々で形成されている(鯉沼, 1996:421)。その多くは、各地域の親族集団によって共同所有され、焼畑や狩猟採集、漁労が行われてきた。

本章では、各親族集団が慣習的に所有してきた土地を慣習地とし、慣習地を所有する親族集団を土地所有集団と呼ぶこととする。植民地化以前には、明確な慣習地の境界およびソロモン諸島全体を統治するシステムはなく、大規模伐採も行われていなかった(Allan, 1957:206 およびBennett, 1987:14)。

この時期の土地利用の特徴として、ニュージョージア(New Georgia)島などの親族集団によるヘッドハンティング(首狩り)を警戒し、襲撃を受けやすい海岸部での居住や焼畑が避けられていたことが挙げられる。

また、大規模な伐採は行われておらず、各地域の親族集団が、ビャクダン(*Santalum* spp.)を採伐し、交易材料としていたに過ぎなかった。ビャクダンは、オーストラリア系の交易人などによって香料や扇子の材料として中国などに輸出されていた(Bennett, 2000:64)。

1.2.3. 駐在弁務官による管理試行期(1893年～1942年)

イギリスは、1893年にソロモン諸島北西部を除く島々を、1896年には全島の植民地化を宣

¹³ ソロモン諸島は、旧約聖書に記されたソロモン王の黄金の地が西太平洋にあるとする、当時の風説にちなんで命名された(Bennett, 1987:1, 19)。

言し、駐在弁務官として博物学者ウッドフォード(C.M.Woodford)を派遣した。ウッドフォードの指導のもと、植民地政府と外国人入植者らは、慣習地のうち地域住民が利用していないと判断した土地の接收を始めた。接收地は、ココヤシ農園の開発対象地とされ、農園の開拓にともない、商業伐採が行われた。接收地は、1913年までに総陸地面積の約5%となった(Bennett, 1987:147-148)。

しかしながら、慣習地の接收と開発の開始は、各地で土地の所有権争い(以下、土地紛争)を引き起こした。土地紛争が生じた要因のひとつは、ヘッドハンティングの影響により遊休地であるかのように見えた海岸沿いの土地について、容易に接收できるとウッドフォードが誤解していたことにある。ウッドフォードは、投資家を誘致するべくソロモン諸島の「平和化」を進め、島民のキリスト教徒化およびヘッドハンティングを繰り返す村々の焼き討ちを行った(Bennett, 1987:106-112)。

しかしながら、「平和化」の進展により海岸部への島民の移住が進んだことは、投資および開発の対象として利用するべく、慣習地の接收を行う外国人入植者と住民の間に、多くの土地紛争を生じさせる原因となった。

さらに、外国人入植者による開発の進展は、開発のもたらす利益に惹かれた土地所有集団間に土地境界の明確化を促すこととなり(関根, 2001:67-71)、土地紛争を激化させることにむすびついた。開発に絡む土地紛争は、現在も解決されておらず、大きな社会的問題となっている。

またウッドフォードは、商業伐採を行う外国人入植者らに対して、伐採対象地の土地所有集団および植民地政府への伐採権料の支払いを義務付け、また伐採対象樹種を限定する規制を設けた。さらに、カロフィルム(*Calophyllum* spp.)などの伐採と、伐採跡地でのココヤシ栽培を奨励した。ウッドフォードは、ココヤシ栽培がなされない伐採跡地については、天然更新に任せる方針を採ったものの、カロフィルムの天然更新は期待はずれに終わることとなった(Bennett, 2000:70)。

植民地化が始まるとともに慣習地が接收され、ココヤシ農園開発および、それにとまなう商業伐採が導入された。しかしながら、開発の導入にとまなう生じた土地紛争や天然更新に頼った森林管理方針の失敗など、ウッドフォードを中心とする植民地政府が試み始めた森林管理は、その船出の段階から様々な問題を孕んでいたのである。

1.2.4. 政府取得地での商業伐採管理期(1942年～1977年)

1942年5月、日本軍によるソロモン諸島への侵攻が始まった。ガダルカナル(Guadalcanal)島やニュージョージア島などでは、飢えとマラリアが加わり、日本兵2万2千人が死亡したほか、米兵、住民などにも多くの犠牲者が生じた(嬉, 1996:244-249)。

島内各地に進駐した米軍やオーストラリア軍などによって、基地建設資材を確保するための乱伐が進んだが、この過程でソロモン諸島の有する豊富な森林資源の存在が広く知られることとなった(Bennett, 2000:134-135)。

1945年に赴任した森林官ウォーカー(F.S. Walker)は、伐採許可を求めて続々と来島した外

国企業を受け入れるとともに、長期的な木材生産を目的とした森林管理計画を立て、植林を奨励した。しかしながら、接收地を所有する伐採企業に法的な植林義務は課されず、植林実施は企業任せであった。そのため、企業側は天然更新に失敗した場合のみ植林を行うとし、積極的に植林を行うことはなかった(Bennett, 2000:143)。

1952年、伐採企業に植林などの指導、監督を行う組織として、林業局(Forestry Department)が創設された。植民地政府は、慣習地において実際に利用されていないように見える「遊休地」の一部について、保留林(Forest Reserves)指定を進めた¹⁴。そして、林業局に商業伐採を管理させるとともに、伐採権料を徴収し、植林費用に充てる計画を立てた(Bennett, 2000:150-151)。

保留林の指定は、商業伐採を管理して植林を進めたい植民地政府が、慣習地における土地所有集団の所有権を認めつつも、「遊休地」を探して自らの管轄下に置くことを試みた施策であったといえよう。しかしながら、ほとんどすべての森林に対して所有権を主張する住民がおり、保留林の指定は進まなかった。

そこで植民地政府は、慣習地の取得を試み始めた。1956年、植民地政府は、総陸地面積の10%の慣習地について、利用権を買い取りもしくは貸借契約によって土地所有集団から取得し、商業伐採と植林を進めることを計画した。しかしながら、1964年までに取得に成功した慣習地(以下、政府取得地)は、ウェスタン(Western)州を中心とする777km²(総陸地面積の2.7%)のみであった(Bennett, 2000:167, 172-175)。

1960年代後半から1970年代にかけての商業伐採は、政府取得地を中心に行われ、丸太輸出量は20万m³を超えた(図1-2)。

ウェスタン州などの政府取得地では、伐採跡地へのグメリナ(*Gmelina arborea*)などの植林が開始され、1991年までに植林面積は2万haとなっている(Solomon Islands, Ministry of Forests, Environment & Conservation, 1995:65)。

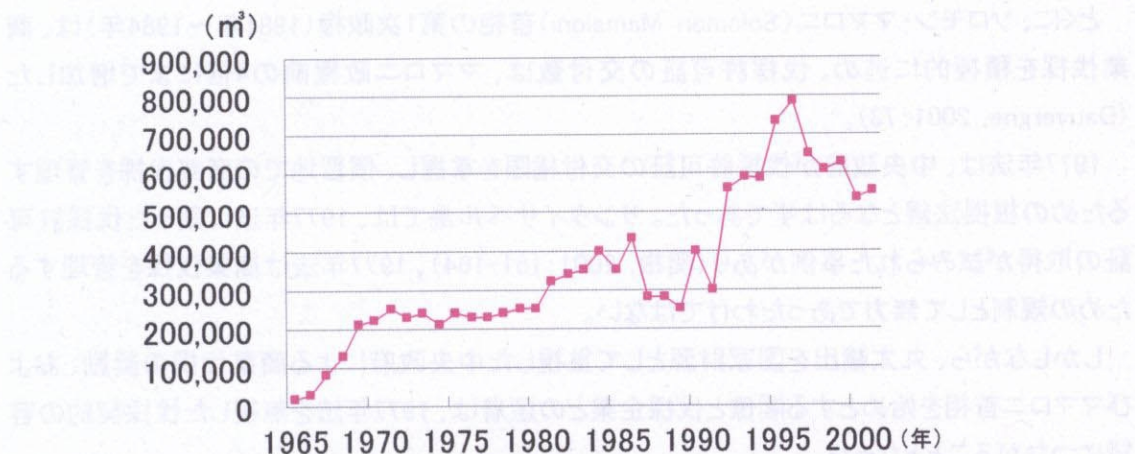


図1-2 ソロモン諸島における1965-2001年の丸太輸出材積
出所)Bennett (2000)およびソロモン諸島中央銀行、丸太輸出統計資料より作成した。

¹⁴ 保留林は、商業伐採の禁止ではなく、丸太を中心とする森林産物の持続的な生産を目的としている。

植民地政府による慣習地取得の進展を妨げた要因として、土地所有集団が伐採企業と直接契約を結ぶことで、政府に慣習地の利用権を与えた場合よりも、多くの伐採権料を得ることができたことが挙げられる。

伐採企業との直接契約によって土地所有集団が得た伐採権料は、政府に土地を貸して伐採させた場合の180倍にもなる場合があった。1970年代後半から1980年代初めにかけて、商業伐採の対象地は政府取得地から慣習地へと移行し、1980年代半ばには、95%が慣習地で行われることとなったのである(Bennett, 2000:175, 182, 238)。

1.2.5. 慣習地での商業伐採の増加とその管理(1977年～1990年)

1978年の独立を目前にして、初代首相となるピーター・ケニロレア(Peter Kenilorea)は、独立後の政府の財源となる土地や資源に関する法整備に力を入れ始めた。そして、慣習地での商業伐採管理のために、伐採契約と伐採企業の操業規制に目を向けた。

1977年には、ケニロレアは土地所有集団と伐採企業との伐採契約に焦点を当てた初めての法律として、森林木材修正法(Forests and Timber Amendment Act、以下、1977年法)を公布した。

1977年法では、土地所有集団の代表者などで構成される地域委員会(Area Committees)による、伐採予定地にいる土地所有集団の認定と、森林保護官(Conservator of Forests)の指導を介した伐採契約および伐採許可証(Logging License)の交付などが規定された¹⁵(Bennett, 2000:182, 218)。

しかしながら、独立を果たしたばかりの中央政府(Central Government)は、丸太輸出を国家財源のひとつとして重視し、1977年法に則らない伐採契約を結んだ企業にも伐採許可証を交付し始めた。持続的な丸太生産のための年間許容伐採量は、40万m³とされていたが、伐採許可証の交付は1983年まで続けられ、1983年には全伐採許可証の年間許可伐採量は95万m³に達した(Bennett, 2000:228, 232, 238, 239)。

とくに、ソロモン・ママロニ(Solomon Mamaloni)首相の第1次政権(1981年～1984年)は、商業伐採を積極的に進め、伐採許可証の交付数は、ママロニ政権前の4倍にまで増加した(Dauvergne, 2001:73)。

1977年法は、中央政府が伐採許可証の交付権限を掌握し、慣習地での商業伐採を管理するための根拠法規となるはずであった。サンタイサベル島では、1977年法に則った伐採許可証の取得が試みられた事例があり(関根, 2001:161-164)、1977年法は商業伐採を管理するための規制として無力であったわけではない。

しかしながら、丸太輸出を国家財源として重視した中央政府による商業伐採の奨励、およびママロニ首相を始めとする閣僚と伐採企業との癒着は、1977年法を無視した伐採契約の容認につながることとなった。

¹⁵ 2002年時における伐採許可証の取得手数料は3,000ソロモンドル(以下、SID。約6万円。2002年時、1SIDは約20円。)であった。

さらに慣習地での商業伐採の増加は、土地所有集団と伐採企業との衝突を招き、1982年には、国家経済に大きな影響を与える事件が起こった。ソロモン諸島で操業していた最大の伐採企業であるLever's Pacific Timber Ltd(以下、L社)と、ニュージョージア島の土地所有集団との間に商業伐採の開始をめぐる生じた、伐採キャンプの焼き討ち事件である。

L社は、土地所有集団代表者と伐採契約を結んだが、宗教上の有力者を中心に、環境破壊を起こしかねない商業伐採への反対運動が起こり、住民がブルドーザーなどに火を放った(Hviding and Bayliss-smith, 2000: 225-232)。L社は、この事件をきっかけにソロモン諸島から撤退し、中央政府は経済的な痛みを負うこととなったのである。

各地で生じた伐採企業と土地所有集団の衝突は、安易に伐採許可証を交付してきた中央政府に反省を促すこととなった。そして中央政府は、伐採許可証の交付を一時的に凍結し、また土地所有集団の利益を損なうような伐採契約を制限するために、1977年法の修正を進めていった。

1984年には、4形式15段階の申請を必要とする煩雑な標準伐採契約(Standard Logging Agreement)規定が盛り込まれた、森林資源木材利用法(Forest Resources and Timber Utilization Act、以下、1984年法)が制定された¹⁶。

1984年から1987年まで、再び政権の座についたケニロレアは、伐採許可証の交付凍結方針を採った。ケニロレアは、伐採企業のみでなく、商業伐採の導入を計画する土地所有集団からも許可証を交付するよう脅迫を受けていたが、1986年まで交付の凍結を維持し続けた¹⁷。

続くエゼキエル・アレブア(Ezekiel Alebua)政権(1987年～1989年)は、サイクロンによる大きな被害を受けたソロモン諸島各地の復興資金調達を目的に新規交付の凍結を解除したが¹⁸、同時に丸太のFOB(free-on-board、本船渡し)価格の20%前後の輸出税を伐採企業に課すことを決めた(Bennett, 2000: 243, 248, 249, 322)。

アレブア政権は、商業伐採への規制を維持しつつも、同時に国家収入を増加させるために丸太輸出税を利用した。そして、1989年には丸太輸出量は28万m³にまで減少することとなったのである(図1-2)。

1.2.6. 州政府による管理試行期(1990年～)

商業伐採は、中央政府に丸太輸出税収入をもたらした。その一方で、商業伐採の対象地となってきた各地域の州政府は、商業伐採による直接的な利益を享受していなかった。とくにウェスタン州政府は、同州に商業伐採が集中してきたこと(表1-1)、および商業伐採の利益が州政府に還元されないことに強い不満を抱いていた¹⁹。

¹⁶ 林業局での聞き取りによる。

¹⁷ 1986年には特例として、住民、州知事から強い要望のあったマライタ島での伐採許可証が交付された(Bennett, 2000: 243, 248, 249)。

¹⁸ 1986年にソロモン諸島を襲ったサイクロンは、サイクロン・ナム(Cyclone Namu)と名付けられ、各地域に大きな被害を及ぼしたサイクロンとして、ソロモン諸島の人々に記憶されている。

¹⁹ 州政府での聞き取りによる。

表1-1 ソロモン諸島における州別伐採材積 (m³)

州	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	合計	%
セントラル	0	19,903	33,978	16,718	16,973	36,128	5,084	15,861	8,702	153,347	2.8
チヨイスル	80,852	87,953	87,541	89,492	86,995	36,179	53,847	8,172	6,118	537,149	9.9
ガダルカナル	5,514	53,314	76,259	75,193	88,922	21,159	14,109	0	0	334,470	6.2
イサベル	46,176	105,877	76,419	128,721	117,093	84,728	111,070	162,271	81,563	913,918	16.9
マキラ	15,739	39,688	27,494	11,541	11,645	23,111	16,115	1,541	6,256	153,130	2.8
マライタ	47,556	39,689	46,990	9,467	4,499	11,662	15,968	36,917	16,358	229,106	4.2
ウエスタン	391,931	387,651	436,418	318,991	280,731	412,434	319,865	329,526	203,028	3,080,575	57.0
合計	587,768	734,074	785,099	650,124	606,857	625,402	536,057	554,289	322,025	5,401,695	100.0

出所) Central Bank of Solomon Islands(2002)、統計資料およびMinistry of Forests, Environment&Conservation(2002)、Log Export Reportより作成した。
 注) 2002年については8月31日までの輸出材積である。

1990年代に入ると、ウェスタン州は州内で操業する伐採企業に事業許可証(Business License)の取得を義務付けた。事業許可証の交付手数料は5万SID(約200万円。1993年時、1SIDは約40円)とされた²⁰。

しかしながら、ウェスタン州政府が事業許可証の取得義務付けを進めることで、商業伐採の規制と利益の獲得を試みた1990年代初めは、政権に返り咲いたママロニ首相(1989年～1993年)が、丸太輸出による国家収入の増加を目的に、伐採企業の優遇を再開した時期でもあった。

最も重要な国家収入源であったコプラの国際価格は、1984年の710US\$/tから1987年には309US\$/tにまで暴落した(Hviding and Bayliss-smith, 2000:211)。その結果、丸太輸出をさらに増加させて、外貨を獲得していく国家戦略が採られたのである。

ママロニ政権は、伐採企業との癒着を強め、1984年法の標準伐採契約規定を無視した企業にも伐採許可証を交付した。さらに、土地所有集団が主体となって設立された会社(以下、地元会社)に対する丸太輸出税の免除を決め、ママロニ自身も地元会社の経営に参加した(Dauvergne, 2001:75, 76, 123)。

1993年には総輸出額の54%を丸太輸出が占めることとなった(Central Bank of Solomon Islands, 1999:87)。そして、1995年には丸太輸出量が70万m³を超えることとなった(図1-2)。

ソロモン諸島産丸太の主要な輸出先は、日本、韓国、フィリピン、中国などとなっている(図1-3)²¹。

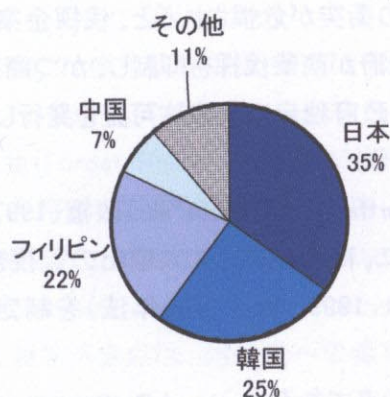


図1-3 ソロモン諸島における1994-2001年の丸太輸出先別材積割合
注)その他には、インド、タイ、香港、シンガポール、マレーシア、ヴェトナム、オーストラリア、イギリスが含まれる。
出所)Central Bank of Solomon Islands、丸太輸出統計資料より作成した。

²⁰ 林業局、州政府での聞き取りによる。

ウェスタン州政府は、1993年のビリーヒリー政権時に事業許可証の交付手数料を1操業地につき15万SID(約600万円)としたが、土地所有集団を導入主体とする商業伐採に対して、手数料が高すぎるというママロニの説得を受け5万SID(約200万円)に戻した。イサベル(Isabel)州は、事業許可証の交付手数料を8万SIDとしている。

また近年、ウェスタン州は自治権限の強いState制への移行を求めつつあり、ソロモン諸島からの独立も計画している。

²¹ 1994年の丸太輸出量の55%は日本、27%が韓国向けである。残りはフィリピン、タイ、中国、インドなどであるが、ソロモン諸島産丸太の62%が低級材とされており、日本、韓国の輸入拒否材を含めて、これらの諸国向けが増加傾向にある(荒谷, 1995:63)。

フランシス・ビリーヒリー(Francis Billy-Hilly)政権(1993年~1994年)は、急激な商業伐採の増加を危惧し、ヴァングヌ(Vangunu)島で過剰な伐採を繰り返したマレーシア系伐採企業 Sylvania Products 社(以下、SP 社)などの伐採許可証を失効させるとともに、丸太輸出税率を単価に応じて 35-65%まで引き上げ、商業伐採の抑制を試みた²²。また丸太輸出税の 20%を土地所有集団に還元することを決めた(Bennett, 2000:287, 288, 322, 342)。

しかしながら、ビリーヒリーは、伐採企業と癒着したママロニらの多数派工作により 1 年余りで失脚した。この工作の資金源はマレーシア系の伐採企業だったといわれている(宮内, 1998a:174)。

再び政権を握ったママロニ首相(1994年~1997年)は、商業伐採促進政策を再開した²³。1984年法では、伐採対象地となった地域の州政府が伐採計画を認可しなければ、中央政府は伐採許可証を交付できないことが規定されていた。しかしながら、伐採企業の優遇を行い続けたママロニ政権下では、1984年法の規定を遵守しない伐採企業にも伐採許可証が交付された。

伐採企業と閣僚らとの癒着は深まり、1995年には、7人の閣僚が伐採などに関する汚職で告発されていた(宮内, 1998a:174)。

州政府の意向は汲まれず、住民とともに商業伐採の開始に反対したセントラル(Central)州の知事が退任させられた事例もあった。ママロニ政権は、セントラル州知事の不信任案決議が採択された数日後に、マレーシア系の Marving Brothers 社に譲渡地での伐採許可を与えた。そして住民と伐採企業間での衝突が危惧されると、伐採企業を守るために警察隊を送った(宮内, 1998a:174-175)。州政府が商業伐採を抑制し、かつ商業伐採の利益を直接的に享受するための有効な手段は、州政府独自に事業許可証を発行し、その取得を伐採企業に強制することのみであったといえよう。

バーソロミュウ・ウルファアル(Bartholomew Ulufa'alu)政権(1997年~2000年)は、伐採許可証の交付を一時凍結するとともに、商業伐採と丸太輸出の監視を強める根拠法規として、1999年に森林法(The Forest Act 1999、以下1999年法)を制定した(Dauvergne, 2001:94-95)。

1999年法の主要な目的は、次の3点である(National Parliament of Solomon Islands, 1999:101)。

- 1) 森林資源の厳正なる管理を効率的、効果的かつ生態系にも持続的な方法で行うこと。
- 2) 持続的な木材産業の発展を促し、現在、未来を通じて、国民のために最大の利益をもたらさうようにすること。
- 3) 森林資源、動植物の生息地、生態系と種多様性を保護すること。

²² SP 社は、マレーシアの Kumpulan Emas Berhad 社の子会社である (Bennett, 2000:344)。

²³ ビリーヒリー政権は、丸太輸出税の税率を、丸太の輸出価格に応じて 35-65%にまで引き上げたものの、ママロニ政権によって再び 30%前後に引き下げられた。さらには、土地所有集団への還元割合も 7.5%にまで減らされることが決められた (Bennett, 2000:287, 288, 322, 344-346)。

これらの目的の下に、伐採跡地への植林が義務付けられ、違法伐採の罰金および伐採許可証の交付収益の半分以上を慣習地などへの植林費用に充てることが定められた。また、商業伐採にともなう森林の伐開および開発について、州政府の政策・条例との一致および州知事の合意が必要であることも定められた。

1999年法を基にしたウルフアール政権の商業伐採規制政策により、丸太輸出量は約50万m³に減少することとなった(図1-2)。

しかしながら、1998年以降、ガダルカナル島民とマライタ島民(マライタ島出身のガダルカナル島在住者を含む)との紛争が激化し始め、ウルフアール首相は、2000年6月、マライタ島出身者らで構成された武装組織Malaita Eagles Force(以下、MEF)と一部の警察官のクーデターによって政権の座を追われた(関根、2002:64)。

新たに首相に選出されたのは、チョイスル(Choiseul)島出身のマナセ・ダムカナ・ソガヴァレ(Mannaseh Damukana Sogavare)であった。ソガヴァレ首相は、MEFとの癒着も噂された人物である(宮内、1999:34)。

クーデターと治安悪化により、ソロモン諸島を去る伐採企業が出たが、ソガヴァレ首相は伐採許可証の交付を始め、商業伐採の再開を積極的に促した。

ソガヴァレ首相は、紛争にともない生じた難民らへの賠償金着服など汚職の疑いを掛けられ、ソガヴァレ首相の属する政党は、2001年12月の総選挙で大敗した。そして、アラン・ケマケザ卿(Sir Allan Kemakeza)が首相に選出された。

2002年5月、ケマケザ政権は、商業伐採計画とそれを監視していくためのガイドラインとなる木材収穫実施基準(Solomon Islands Code of Practice for Timber Harvesting)を策定することを目的に、森林政策研究会(Forest Policy Workshop)を開催した。森林政策研究会には、林業局長官をはじめとして、各州知事および各省庁の官僚、教会とNGO関係者など18名が参加し、森林政策案を作成した(Solomon Islands, Ministry of Forests, Environment & Conservation, 2002およびSolomon Islands, Forest Policy Advisory Group, 2002)。

森林政策案において注目すべき点は、州政府への森林管理責任の移譲を進めようとしていることであった。

州政府による伐採量および植林計画の決定、伐採許可証の交付、森林管理計画の策定と実施を推進すべきことが明記され、また州政府による森林管理体制が整うまでは、伐採許可証の交付を凍結することが提言された。森林管理政策案には、各州政府が、大きな収入源となりうる商業伐採を州の開発計画のなかで行い、森林資源の管理権限を中央政府から自らの手にしうる方向に進めることが盛り込まれることとなったのである。

また、土地所有集団による植林などを推進するとともに、1999年法の目的が、森林を生活基盤とする人々の利益の維持にあることが強調された。森林管理権限が州政府に移行する過程で、土地所有集団の慣習地に対する所有権や利用権が脅かされることが避けられるよう、考慮されたのである。

土地所有集団の代表であるチーフは、集団成員の意思を代弁し、地域委員会に参加する

なかで商業伐採の許認可に関わり、また植林や森林開発を計画し、実施していく主体となる。森林管理権限の州政府への移行は、土地所有集団の意思が州の商業伐採とその管理計画に結びついていく可能性を広げるものである。そして各州の計画が基となり、ソロモン諸島全体の森林政策を構成していくことで、結果的にソロモン諸島の森林政策に土地所有集団の意思が、より反映されていくことも期待できると考えられる。

2006年4月の総選挙ではケマケザ政権時に副首相を務めていたマロヴォ・ラグーン出身のスナイダー・リニ(Snyder Rini)が首相に選出された。しかしながら、選出直後に生じた暴動ではホテルや中国系住民の商店などが焼き討ちに合い、リニは国会で不信任され、5月にはソガヴァレが首相に再任された。

ソロモン諸島は、2003年以降、オーストラリア人を中心に形成されたソロモン諸島地域支援ミッション(the Regional Assistance Mission to the Solomon Islands、以下、RAMSI)による治安回復、違法行為の取り締まりが行われ、公的資金の着服などの不正行為を行った林業局職員逮捕なども行われてきた。

しかしながら、商業伐採は依然としてソロモン諸島の国家収入の支柱として進められており、2005年の丸太輸出量は、1,118,000m³にまで増加していた。このうち71%、794,171m³は、ウェスタン州内の各地で伐採された丸太であった²⁴(Central Bank of Solomon Islands, 2006:14, 88)。

2004年から2005年にかけて、国際協力NGOやオーストラリア政府、ニュージーランド政府などの支援を受けて、伐採企業による商業伐採を規制し、土地所有集団を主体とする伐採を進めていくことなどを織り込んだ新たな林業法案(Forestry bill)が国会に提出されたものの、2006年5月時においても公布されるに至っていない²⁵。

丸太を中心とする森林産物は、最も重要な輸出品であり(Central Bank of Solomon Islands, 2006:22)、商業伐採はソロモン諸島経済の柱として、行われ続け、いまだその有効な管理政策を打ち出せないでいるといえよう。

2. 商業伐採とその管理政策における慣習的資源所有の位置付け

ソロモン諸島における商業伐採は、20世紀前半のココヤシ農園開発に先立つ形で進められた商業伐採から、戦後の慣習地の保留林指定と政府取得地での商業伐採、丸太輸出による独立政府の財源確保のための商業伐採増加、と大きく変容してきた。

しかしながら、いずれの時期においても、慣習地に対する土地所有集団の所有権は維持されてきた。これは、現在においても国土の87%が慣習地であることから明らかであろう(Statistics office, 1995)。

²⁴ 2005年の主なソロモン材の輸出先は、中国と韓国となっている。(Central Bank of Solomon Islands, 2006:14)。

²⁵ しかしながら、土地所有集団の一部が伐採企業からの資金援助を受けて、伐採許可証や事業許可証を取得することは可能である。そして伐採、丸太の販売自体は伐採企業に委託するという方法が採られ、あたかも地域住民が主体であるかのように装いつつ、それを林業局が適切に管理できないような事例が多発することが危惧される。

ソロモン諸島と同様に、イギリスの植民地であった地域では、植民地政府により、また独立後においても保留林指定による住民の慣習的森林利用の制限が進んできた。マレーシアのサバ州は、総陸地面積の48%が保留林指定を受け(都築, 1999:34)、ビルマでは15%が保留林となり、さらに30%まで増加することが計画されている(田中, 2001)。

その一方でソロモン諸島では、慣習地の所有権や利用権に対して、土地所有集団が強い発言力を維持し続けていたことが、保留林指定地の増加を妨げることに繋がったと考えられる。

土地所有集団の発言力が維持され、慣習的な資源の利用権および所有権が守られた要因として、資源の獲得という経済的な理由からソロモン諸島が植民地化されたわけではないことが大きく関わっていると考えられる。

イギリスは、ドイツによってソロモン諸島北西部が領有されたことを危惧し、政治的に対抗するべく植民地化を進めたに過ぎなかった。植民地政府は、外国人入植者らとともに慣習地の接收を進めたが、土地所有集団と外国人入植者間に土地紛争が生じると、接收地の土地所有集団への返還を始めるとともに、外国人による接收を規制していた(Bennett, 1987:105, 148)。

ソロモン諸島の総陸地面積は、イギリス植民地であったビルマやマレーシアの1割にも満たない。さらには市場からも離れていたため、土地紛争の激化を招くような土地接收は、一部にとどまったと考えられる。

また、開発をめくり頻発してきた土地所有集団間での土地紛争は、開発による利益を土地所有集団が享受できるからこそ生じているのであり、土地所有集団に認められた所有権が形式的なものにとどまらないことを示しているともいえよう。

土地紛争の頻発が阻害要因となっはいるものの、慣習地の団体登記が可能であることも(Larmour, 1981:138)、土地所有集団による慣習地の所有を法的に支える要素のひとつである。さらに土地所有集団の代表者は、各慣習地の所有集団を認定する組織である地域委員会に参加することで、開発の許認可に関する発言力を持つこともできる。

また、前述のようにソロモン諸島では、選挙区によっては数百票で国会議員に当選できるため、村レベルもしくは土地所有集団レベルのまとまりでの意思、意向を軽視できないことも、地域住民を無視した国家政策が進められにくいことにつながっていると考えられる。

ビリーヒリー政権時には、丸太輸出税の土地所有集団への還元が決められていたほか、2004年から法案として提出されているForestry billにおいても、土地所有集団への利益の還元、土地所有集団を主体とする商業伐採を行うことが進められている。

法制度や国家経済、開発計画において、土地所有集団は無視されることなく、土地所有権を背景に、強い発言権を維持してきたといえよう。ソロモン諸島における森林政策は、森林に対する土地所有集団の慣習的な所有権を無視することなく、商業伐採などの開発を管理してきた側面を持っているのである。

その一方で、森林政策は、商業伐採の導入を求める土地所有集団の制御を試みてきた側面も持っている。1984年法では、伐採許可証の取得手続きが規定され、土地所有集団が主体

となった商業伐採の導入への規制が試みられた。また、ソロモン諸島各地における森林資源の枯渇を危惧したケニロレア政権やビリーヒリー政権、ウルファアル政権などにおいては、商業伐採を積極的に導入しようとする土地所有集団の申請が退けられ、伐採許可証の交付が一時的に凍結された。

接收地においては、土地所有集団の権利が剥奪され、商業伐採が強行された事例もあった(宮内, 1998a:176-177)。また、伐採企業と閣僚との癒着が横行したママロニ政権時代には、伐採許可証が安易に交付され、土地所有集団と伐採企業間に多くの衝突を引き起こしていた。

しかしながら、国土の9割を占める慣習地での商業伐採について、土地所有集団の成員が全く伐採契約に関与することなく商業伐採が進んだ事例は、見つけることができなかった。慣習地での商業伐採の導入において、土地所有集団が無視されることはなく、むしろ土地所有集団が導入主体となってきたことは、ソロモン諸島における商業伐採の展開と森林政策における特徴のひとつといえよう。

ソロモン諸島は、土地所有集団を中心とする住民による慣習的な資源所有が、植民地期および商業伐採の進行過程時においても維持されてきた数少ない地域であった。ソロモン諸島と同様に商業伐採が活発に行われてきた地域としては、フィリピン、インドネシア、マレーシアのサバ・サラワク州、パプアニューギニアなどが挙げられる。しかしながら、これらの国々においては、パプアニューギニアを除き、土地所有集団のような地域集団による慣習的資源所有が認められてきたわけではない。

フィリピンでは、森林資源の国家所有に基づく国家管理が原則とされ、商業伐採に際し、公有林野内の住民は不法占拠者として強制的に排除された(関, 2000:12, 24)。インドネシアでは、森林事業権を政府から購入した伐採企業が、慣習的資源利用を圧迫する形で商業伐採を進めてきた(原田, 2001:192-194)。

マレーシアのサバ州およびサラワク州では、地域住民が焼畑や狩猟採集を行ってきた森林であるにも関わらず、国有林や保留林に指定され、無秩序な商業伐採が進み(宮国・熊崎, 1999:13)、地域住民の商業伐採反対運動が起こることとなった。

これらの地域において、商業伐採の導入に際して、慣習的な資源の所有権や利用権は無視され、地域住民は反対運動を行うなど受け身に甘んじ、被害者ともなってきた側面があるのである。

しかしながら、1990年代に入り、これらの地域においても、森林管理における住民参加を試行する動きが始まっている。

フィリピンにおいては、1995年の行政命令第263号により、林野の国家管理というそれまでの森林政策のうえでの原則が修正され、伐採跡地林野の管理権を住民組織に移管する政策改革が始められた(関, 2001:145)。

インドネシアでは、林業法(1999年法律41号)によって、各地域の慣習的な共同体に国有林の一部である慣習林の管理権が与えられることとなった(井上, 2003:163)。国家による資源管理から、住民組織や共同体の参加による資源の共同管理(以下、参加型資源管理)へとい

う新たな流れが生じているといえよう。

ソロモン諸島と同様に、土地所有集団の権利が法的に認められているパプアニューギニアでは、土地所有集団と伐採企業間で伐採契約が締結され、伐採権料が土地所有集団に支払われており(金, 1994:89)、慣習的な資源の所有権や利用権を無視して商業伐採が行われたわけではない。しかしながら、急速に貨幣経済や機械化された産業社会が持ち込まれ、地域社会に混乱が生じていることが報告されている(黒田, 1994:3)。

国土の9割を占める慣習地において、土地所有集団による慣習的資源所有を認めてきたソロモン諸島の森林政策は、森林管理の一部に地域住民の参加を組み込み始めたフィリピンやインドネシアなどの森林政策に大きく先行している側面を持っているといえよう。

また、ソロモン諸島の地域住民は、商業伐採などの導入主体となって、地域発展に向けた試行錯誤を繰り返していた。ソロモン諸島は、地域住民が主体となった多様な地域発展の姿を見ることができる地域、と位置付けられるのである。

3. 調査対象地の選定

3.1. ソロモン諸島における開発集中地域としてのウェスタン州マロヴォ・ラグーン

ソロモン諸島において、外国資本が主体となった商業伐採や漁業などの大規模開発が集中してきた地域としてウェスタン州が挙げられる。

1973年に大洋漁業(現マルハ)が政府との合弁で設立したソロモンタイヨー(Solomon Taiyo Ltd.)社は、1976年にウェスタン州にカツオ(*Katsuwonus pelamis*)とキハダマグロ(*Thunnus albacares*)の漁業基地を作り、操業を始めた(志村, 1991:2-19)。ソロモンタイヨー社の漁船は、マロヴォ(Marovo)・ラグーン(Lagoon、礁湖)などで餌となるイワシなどの小魚を獲り、ウェスタン州周辺の外洋でカツオとキハダマグロの一本釣り漁を行い始めた。マロヴォ・ラグーン内の各村には、餌獲り漁を行うための海域利用料が支払われてきた。

前述のように、ソロモン諸島内において、最も商業伐採が活発に行われてきたのは、ウェスタン州であった(表 1-1)。ウェスタン州の東部に位置するマロヴォ・ラグーン周辺地域も例外ではなく、1990年代以降、ニュージョージア島やヴァングヌ島、ガトカエ(Gatokae)島などの各地で商業伐採が行われてきた(図 1-4)。マロヴォ・ラグーンは、生態系の豊かさや類希な美しさから世界自然遺産の候補地にもなっており、ニュージーランド政府などの支援を受けて、エコ・ツーリズムが進められてきた地域でもある。

本研究では、マロヴォ・ラグーンの東南端に位置するガトカエ島ビチェ(Biche)村を調査対象とする(写真 1-1)。ビチェ村では1990年代後半より商業伐採が行われているほか、周辺海域ではソロモンタイヨー社を始めとする外国資本による漁業が行われてきた。また1990年代末より、エコ・ツーリズムが試みられてきた地域でもある。

ビチェ村は、地域住民が様々な開発を導入し、また受け入れ、地域発展に向けた試行錯誤を繰り返してきた地域であり、本研究の目的に合致すると考えたのである。調査地選定のための情報の多くは、筑波大学の関根久雄氏を始めとして、東京大学の太塚柳太郎氏、中澤港氏、神戸大学の須藤健一氏らからもたらされたものである。

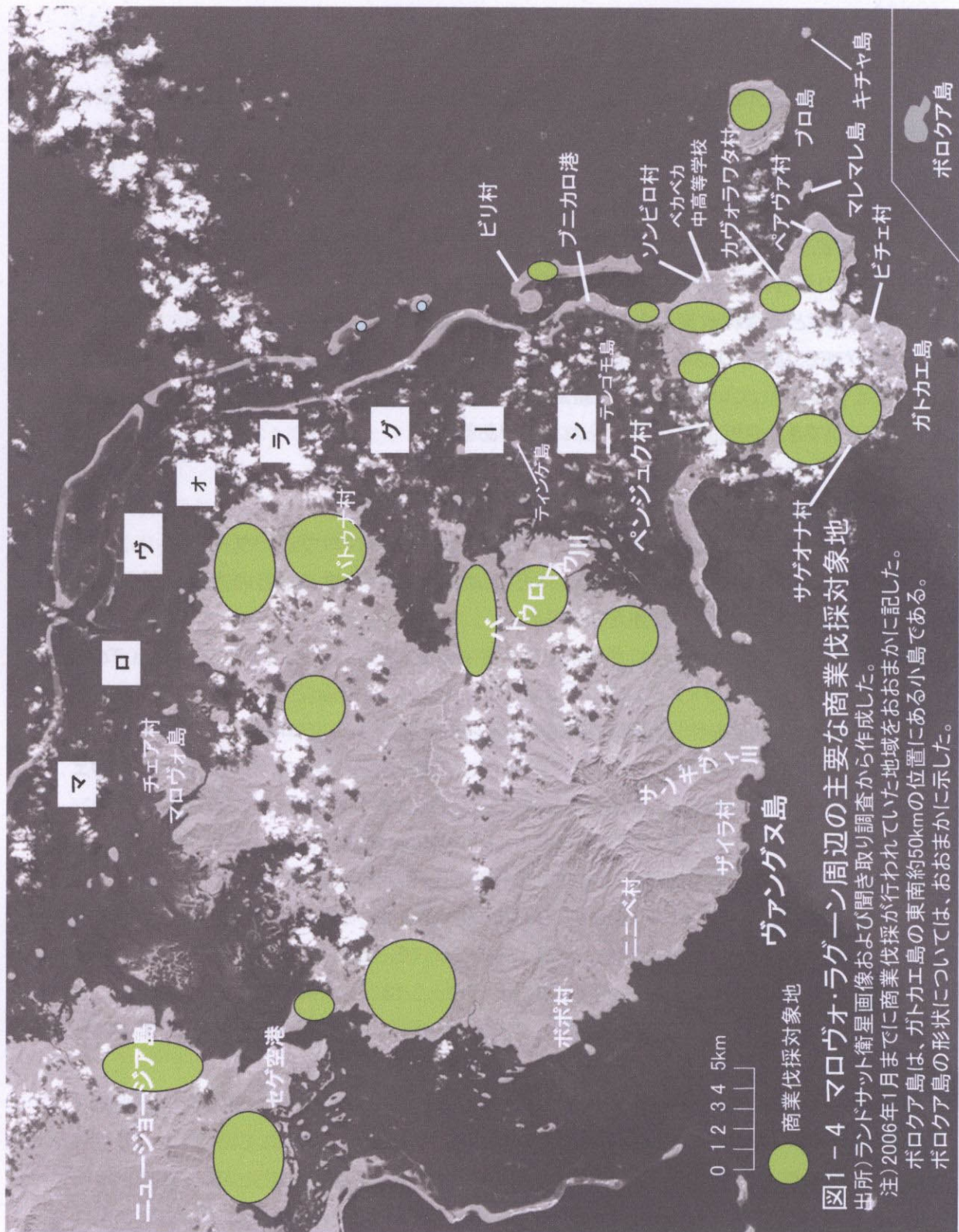


図1-4 マロヴオ・ラグーン周辺の主要な商業伐採対象地
 出所)ランドサット衛星画像および聞き取り調査から作成した。
 注)2006年1月までに商業伐採が行われていた地域をおおまかに記した。
 ボロクア島は、ガトカエ島の東南約50kmの位置にある小島である。
 ボロクア島の形状については、おおまかに示した。



写真1-1 豊かな海、森に囲まれたビチェ村の居住域
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2004年筆者撮影

3.2. ガトカエ島の地理・自然環境

ガトカエ島は、マロヴォ・ラグーンの東南端に浮かぶ直径約 10km の火山島である。マロヴォ・ラグーンでは、マロヴォ、ヴァングヌ、バレケ (Bareke)、ホアヴァ (Hoava)、クサゲ (Kusage) の5つの言語を話す集団が暮らしているが、ピジン・イングリッシュもしくはキリスト教の布教活動時に用いられたマロヴォ語が地域内の共通語になっている。

ガトカエ島の中心部には、標高約 800m のマリウ山 (Mariu) がそびえている。マリウ山は活火山であり、村人によれば 1930 年代にも小規模な噴火をしていたとのことである。島の北西部は波の穏やかなマロヴォ・ラグーンに面しているが、ビチェ村のある南部は、波の荒い外洋に面している。

ホニアラからガトカエ島北部のブニカロ港までは、貨客船で 12 時間、ソンビロ村には空港 (ガトカエ空港) があり、不定期であることが多いが、ホニアラからのセスナ機が発着している。ホニアラからガトカエ空港までは約 1 時間である。

「Gatokae」の語源についての村人の解釈は、2 説ある。「自分自身」を意味する「ga」と「助け」を意味する「tokae」から、「自ら(の生活)を助けてくれる島」すなわち「自立できる島」を意味するという説と、「隅に残った場所」すなわち「(マロヴォ・ラグーンの) 端にある島」を意味する「gato kale」が訛ったとする説である。これらの 2 説から推測されるように、ガトカエ島はマロヴォ・ラグーンの端にある小島ながら、生活資源の源泉である森林や川、海などの自然資源に恵まれている。

3.3. 村々の成り立ち

ガトカエ島の人々は、焼畑 (chigo) と漁労 (chinaba) を主な生業として暮らしてきた。マロヴォ・ラグーン全体では、約 25 の親族集団 (butubutu) があり、そのうち 10 集団が山の中腹や峰などの森林内に住み、タロイモ (talo、*Colocasia esculenta*) 栽培を行う「森の人々 (tinoni pa goana)」であり、残りの 15 集団は海岸沿いに居住し漁労を行いつつ、他島でヘッドハンティン

グを行う「海の人々 (tinoni pa indere)」もしくは両者の混合集団であると言われている²⁶ (Hviding and Bayliss-Smith, 2000:37-38)。

ピチエ村には、他島から婚姻などにより移住してきた人々を除き、マテンゲレ (Mategele) という親族集団 (以下、M 集団) に属する人々が居住してきた。M 集団の人々は自らを「海の人々」と認識している。

M 集団は、18 世紀半ばにヘッドハンティングにあい、ほぼ全滅したと伝えられている。そして、集団名の由来となったマテンゲレ峰という見晴らしの良い場所を居住地とし (写真 1-2)、タロイモ栽培を行う「森の人々」となった。現在の居住地からマテンゲレ峰までは、直線距離で約 2km、徒歩で約 2 時間の距離である。

その後、勢力を盛り返した M 集団は、海岸部に居住地を移すとともに、19 世紀半ばから 20 世紀初めにかけては、ヴァングヌ島やニュージョージア島などへの首狩り遠征を繰り返す「海の人々」として知られるようになった。しかしながら、M 集団は 1960 年代までは海岸部の居住域内でタロイモ栽培も行っており、かつての「森の人々」としての生業も続けている「海の人々」であった。

マテンゲレ峰は、マリウ山の南約 1km の位置にある。マテンゲレ峰に集落が形成された理由は、ニュージョージア島から来島するヘッドハンターの襲撃を避けるためと言われている。マテンゲレ峰に至る傾斜地には、ヘッドハンターの襲撃に対して投石を行った岩場が残されている (写真 1-3)。



写真1-2 マテンゲレ峰からピチエ村居住域を望む (出所) ソロモン諸島ガトカエ島ピチエ村、2004年12月撮影。



写真1-3 マテンゲレ峰そばの投石場 (出所) ソロモン諸島ガトカエ島ピチエ村、2004年12月撮影。

詳細な年代は不明であるが、18 世紀の初めから半ばにかけて、ガトカエ島の人々は、3 回にわたる大規模なヘッドハンティングを受けていた。ガトカエ島を襲撃したのはニュージョージ

²⁶ 親族集団 (butubutu) と土地所有集団は、同じ集団であることもあれば、親族集団が複数の土地所有集団に分かれることもある。butubutu についても、さらに細かい butubutu に分けて認識されることもあり、マロヴォ・ラグーンの 25 集団も、さらに多くの butubutu があることもできる。人口の増加や婚姻圏の広がりのみでなく、土地紛争や開発をめぐる軋轢の発生が、親族集団や土地所有集団の分裂に関わっているとも考えられる。

ア島民もしくはレンドヴァ(Rendova)島民であったと伝えられている。

M 集団は、マテングレ峰から現在の居住地であるビチェに至るまでに 7 回、居住地を変えている(図 1-5)。

マテングレ峰の次に居住地とされたのは、マテングレ峰を南東に下ったところにあるジャヴァエ(Javae)と呼ばれる緩傾斜地であった。そして次に、居住地はジャヴァエから 1km ほど峰を下ったチャンギヴェロ(Chagivelo)になり、さらに 500m ほど下ったナゴナ(Nagona)に移って行った。

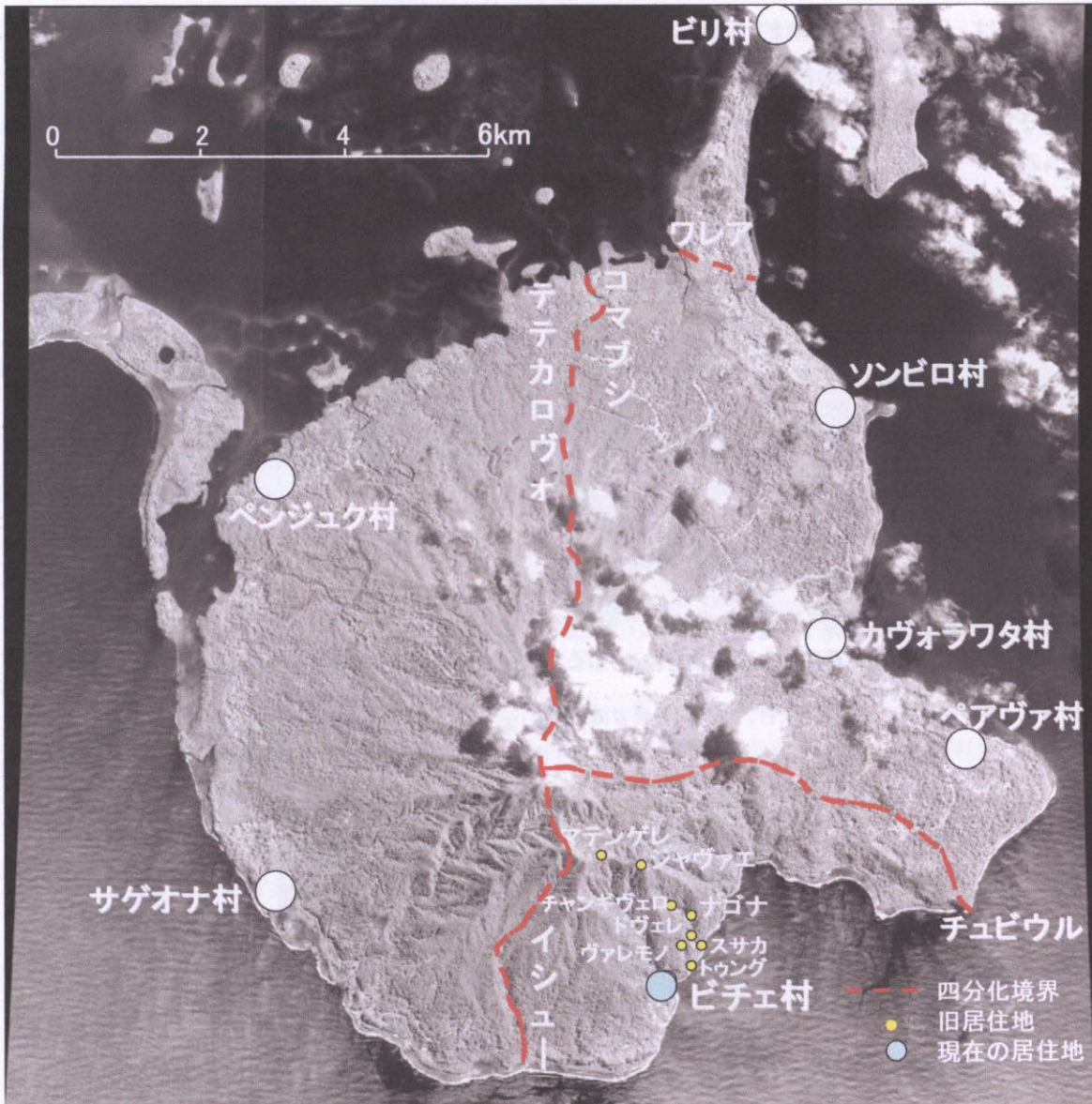


図1-5 ガトカエ島の四分化境界と居住地の変遷

出所)聞き取りおよびEROS-A1衛星画像を用いた測量調査より作成した。

ナゴナおよび 250m ほど離れた平坦地ドヴェレ(Dovele)には、ウミガメやヘッドハンティングの際に捕まえた子どもを調理する饗宴場が設けられていた。ナゴナやドヴェレに移動した時期

の M 集団は、ヘッドハンターの襲撃を恐れて、逃げ回るのみでなく、他島への首狩り遠征を行う集団となっていたことがわかる。そしてヘッドハンターとして強固になるに従い、より低地部に居住するようになっていったのであろう。

さらに、ドヴェレから約 250m 離れた海が見渡せる尾根、ヴァレモノ(Valemono)にも居住地が形成された。ヴァレモノは森林内にあったが、次に居住地となったトゥング(Tugu)とスサカ(Susaka)は海岸部に作られた。この頃には、ガトカエ島の西部、東部、北部に居住する M 集団の成員やヴァングヌ島などからの移住者がいたともいわれているが、その詳細については不明である。

ビチェは、トゥングの西南約 500m にある。現在のビチェ村の居住域には、首狩り遠征で獲得してきた頭蓋骨を納めた塚(Ravuravuani chalivi 写真 1-4)や、食用に捕まえてきた子どもを溺死させた場所(Iriri kujuani veala 写真 1-5)と解体場所(Ngadoani veala 写真 1-6)などが残っている。

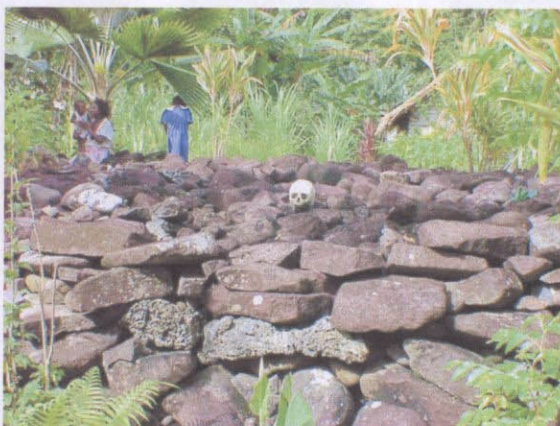


写真1-4 首狩り遠征で獲得した頭蓋骨を納めた塚
Ravuravuani chalivi

出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2005年1月筆者撮影。



写真1-5 食用に捕まえてきた子どもを溺死させた
Iriri kujuani veala

注)写真は、かつての殺害方法を再現したものである。
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2005年1月筆者撮影。

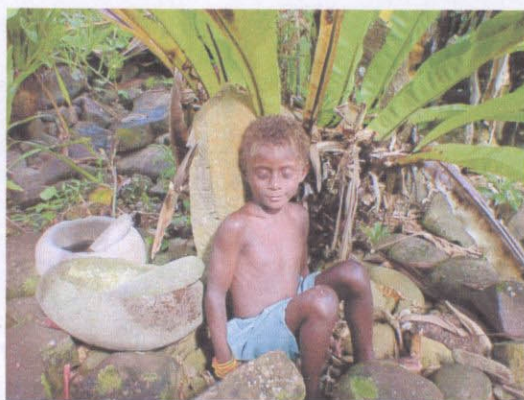


写真1-6 食用の子どもを解体したNgadoani veala

注)写真は、かつての解体方法を再現したものである。

出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2005年1月筆者撮影。

各居住地での居住年数は不明であるが、ビチェが居住地となってから、少なくとも 150 年が経過している。ビチェ村は、ガトカエ島に現存している村のなかで、最も古い村であるといわれている。

1915 年に宣教師がペンジユク村に訪れた際のガトカエ島全体の人口は、約 200 人であったとの記録が残っている (Nuefeld, 1976: 196-197)。ガトカエ島には、現在までにビチェ、ペンジユク (Penjuku)、ペアヴァ (Peava)、ビリ (Bili)、ソンビロ (Sobiro)、カヴォラワタ (Kavolavata)、サゲオナ (Sageona もしくは Lupa) の 7 村が形成されている (表 1-2)。

表1-2 ガトカエ島7村の概況

	ビチェ村	ペンジユク村	ペアヴァ村	ビリ村	ソンビロ村	カヴォラワタ村	サゲオナ村
世帯数	27	49	16	38	81	21	18
人口(人)	137	323	76	212	402	130	91
教育施設	小学校	小学校	小学校	小学校	小・中・高等学校	小学校	小学校
医療施設	薬小屋	診療所	薬小屋	薬小屋	薬小屋	薬小屋	なし
その他	無線	無線、雑貨屋	無線、衛星電話、 雑貨屋	港、無線	空港、無線、 雑貨屋	無線、雑貨屋	なし

出所)ビチェ村、ペアヴァ村、ソンビロ村、サゲオナ村については聞き取りから、その他の3村については、Statistics Office (1997) より作成した。

注)ビチェ村とペアヴァ村、ソンビロ村、サゲオナ村の世帯数および人口は、2005年時の数値である。

その他の村については、1995年の統計数値を用いた。

ソンビロ村の人口については、ベカベカ中高等学校の教員家族も含めた。

薬小屋とは、政府から支給される薬品を常備し、村人に無料で支給するための小屋である。

ペアヴァ村には外国人の経営するロッジがあり、そこに衛生電話が設置されていた。

3.4. 社会組織

18 世紀半ばにヘッドハンティングを受けたガトカエ島の人々のうち、生き残ったのは、ティナマナエ (Tinamanae) とナサレガ (Nasaregha) のみであったと伝えられている。この 2 人が M 集団の祖となり、ティナマナエは M 集団の最初の統率者 (bangara) となった。bangara は、M 集団全体に統率力を発揮し、土地や海洋資源の管理、外部社会との交渉、さらには集団内部での争いの調停を行っていた。

ティナマナエは姪にあたるナサレガと結婚し、マテングレ峰を居住地として長女テパミディ (Tepamidi) と次女オレミディ (Olemidi) を育てた (図 1-6)。テパミディは、ゴラパト (Gorapato) と結婚し、ジェイ (Jay)、ンゴア (Ngoa)、イガ (Iga) という 3 人の息子を得た。

ジェイとンゴアは、ティナマナエから bangara の座を引き継ぎ、それぞれガトカエ島の西部と東部を所有することとなった。ガトカエ島を東西に二分する境界は、クマブシ (Kumabusi) 川とイシュー (Isu) であった。

東部を所有することとなったンゴアは、ルルミディ (Lulumidi) と結婚し、長女ガロ (Galo)、次女ナネ (Nane)、三女タネア (Tanea)、四女マネア (Manea)、長男ガレ (Ghale) を得た。

長女ガロはジェイとンゴアに代わり bangara となり、ドクル (Dokulu) と結婚し、長男モナカ (Monaka)、長女ジュノ (Juno) を得た。ガロの次にはモナカが bangara となり、モナカの死後、ジュノの長男であるヴァンゴロ (Vagolo) と次男パカ (Paka) の 2 人が bangara となった。

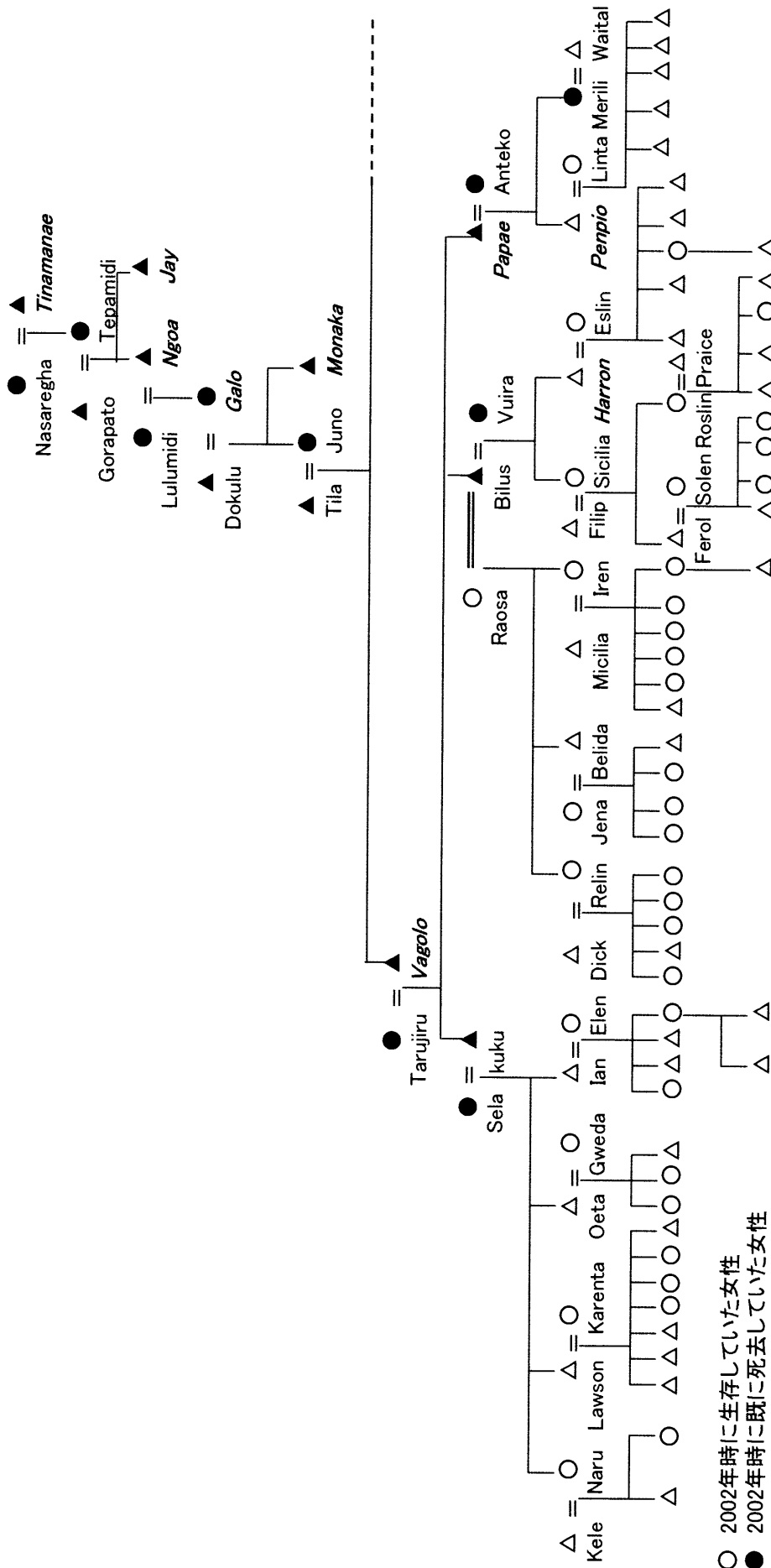
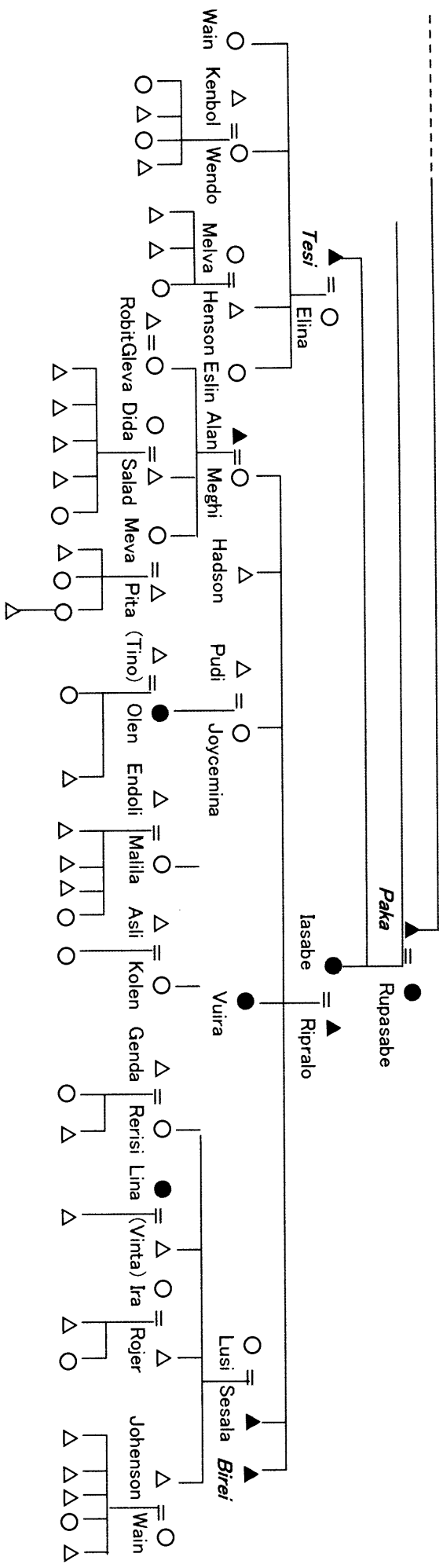


図1-6 2002年時のビヤエ村居住者の家系図

出所)聞き取り調査より作成した。
 注) 2002年時にビヤエ村に居住していた村人もしくは、現在の居住者の直系の先祖、bangaraのみを記した。
 未婚者については、独立家計を営む者以外は、名前を省略した。
 子どもを村において、他出もしくは他村で再婚した村人については名前を括弧で囲んだ。
 歴代のbangaraを太字斜体で示した。
 Bilusの前妻VuirraとYeasabeの娘Vuirra、Harronの妻EslinとTesiの娘Eslin、Johenの妻WainとTesiの娘Wainはそれぞれ同一人物である。



ヴァンゴロの妻タルジル(Tarujiru)は、ヴァングヌ島東南部のマロアナ(Maroana)という親族集団(以下、マロアナ集団)の bangara でもあった。ヴァンゴロとタルジルの結婚は、ヘッドハンターとしての強大な力を誇っていた M 集団と婚姻関係を結ぶことで、首狩りを受けることを避けたいマロアナ集団の思惑があったと考えられる。

マロアナ集団の人々が婚姻関係を結び、M 集団による首狩りを受けなくなったことで、ヴァングヌ島西部のボポ村周辺に暮らすヴェアラ(Veala)という親族集団(以下、ヴェアラ集団)に首狩りが集中することとなった²⁷。

bangara の下には、tinoni jamajama という bangara の代弁者と、vinakarua bangara と呼ばれる第 2 の bangara がいる場合があり、bangara による資源管理や調停の補佐、集団内部への決定事項の周知を行っていた。

ビチェ村の人々は、1900 年前後にガダルカナル島の宣教師の首を狩り、植民地政府の軍艦による報復攻撃を受けたのち、1915 年にキリスト教徒化し、以降首狩り、食人を行うことはなくなった。1915 年にすべての村人が、キリスト教徒となったわけではなく、パカはキリスト教徒となるのを拒んだ村人の 1 人であった。パカは、村の教会の外で大声を出し、礼拝などを邪魔し続けたと伝えられている。

また、キリスト教徒化後、bangara はパラマウント・チーフ(Paramount chief)に、vinakarua bangara は、bangara と同格の第 2 のパラマウント・チーフと称されるようになった。tinoni jamajama は、スポークスマン(Spokesman)と称されるようになった。

キリスト教徒化後、ヴァンゴロとパカは、ともにパラマウント・チーフとなった。しかしながら、パラマウント・チーフやスポークスマンという名称は、政府や教会に提出する書類、およびマロヴォ語を母語としない人々に対して用いられているのみであり、村人が日常的に用いていたのは、bangara、vinakarua bangara、tinoni jamajama という名称であった。

ヴァンゴロとパカは、ガトカエ島民のキリスト教徒化後も、bangara として、ガトカエ島のほか、ブロ(Bulo)島、キチャ(Kicha)島、ボロクア(Borokua)島、マレマレ(Malemale)島という 4 つの無人島(以下、周辺無人島)の代表所有者としての地位を維持し続けた。以降、ヴァンゴロとパカを祖とする親族集団(以下、VP 集団)のみが、M 集団の bangara となる慣習が、2006 年現在まで続いている。

1928 年のパカの死後、ヴァンゴロは 1 人で bangara を務めることとなった。1934 年のヴァンゴロの死後は、ビレイ(Bilei)が bangara に、パパエ(Papae)が vinakarua bangara となり、tinoni jamajama は、ビルス(Bilus)に代わった。

1956 年のパパエの死後は、他島で教師をしており 1964 年に帰村したテシー(Tesi)が vinakarua bangara に、テシーが 1991 年に死去するとペンピオ(Penpio)が vinakarua bangara となった。

ヴァンゴロの死去以降、60 年余りにわたり bangara として、M 集団およびガトカエ島周辺社

²⁷ ビチェ村の居住地に残る食用に捕まえてきた子どもを溺死させる場所(Iriri kjuani veala)、および解体場所(Ngadoani veala)の名称は、それぞれヴェアラの子どもたちを溺死、解体する場所、という意味を持っている。

会に対して、強い指導力を発揮してきたビレイが 1998 年に死去したのちは、ハローニ (Harron) が bangara となった。2002 年のビルスの死去後には、ジョヘンソン (Johenson) が tinoni jamajama となった²⁸。

ビチエ村以外の各村にも、bangara の代理として各村を統率するチーフ (Chief) とその補佐をする tinoni jamajama が決められている²⁹。

bangara やチーフ、tinoni jamajama は、世襲制ではなく前任者が死去する前に、M 集団 (bangara については VP 集団) の成員の中から後任者が選ばれ、様々な慣習や歴史、各任務の内容が伝えられる³⁰。bangara は、代表所有者としてガトカエ島および周辺の無人島、海域を管理するのみでなく、土地や海域を販売、譲渡、貸与することのできる、いわば可処分権を持っている。

bangara は、首狩りや漁労、精霊との交信などに高い能力を発揮し、また同時に地域社会内部の様々な問題の調停や解決策の決断を行い、外部社会との交渉役としても活躍する有能な存在であった。そして、その能力ゆえに、他の村人は bangara を敬う (vabokae) べき存在として認識していたのである。

聞き取り調査から作成した家系図からすれば、M 集団の祖であるティナマナエは、現 bangara であるハローニ (1938 年生) の 7 代前の祖先であり (図 1-6)、M 集団が形成されたのは 18 世紀半ばと考えられる。

教会活動に関する事柄については、土曜日の礼拝後に教会内に既婚の男女らが集められ、Chairman および Church elder と呼ばれる教会活動のリーダーらが中心となった話し合いにより、決められた。教会活動のリーダーらは毎年、話し合いによって選ばれた。bangara や tinoni jamajama が教会活動のリーダーに選ばれることもあった。

それ以外の村の生業活動などに関する事柄については、土曜日の礼拝後に tinoni jamajama が話し合うべき事柄があることを伝え、関心のある村人が教会横の庭に集まり、話し合いが始まる。tinoni jamajama は、村人の意見を聞きつつ、その意向を集約しながら話し合いを進める。村人は他者の意見を聞きつつ、ときにそれを揶揄したり冷やかすような声を上げながらも、自らの意見を述べていく。

おおよその意見が出尽くすと、tinoni jamajama や bangara (もしくはチーフ) は、みな意見を集約した結論を述べ、それに対する村人の意見を聞く。その結論を覆すような意見が出なければ話し合いは終了する。複数の意見が出てまとまらない場合は多数決を採って決めるか、もしくはさらに話し合いを重ねて、意見のすりあわせを行う。

一応の結論が出て、全体での話し合いの終了後に、一部の村人らは浜辺などで話し合いを行い、何らかの問題点が見つかった場合は、再び話し合いの場が持たれ、結論が修正され

²⁸ ビルスは晩年、目が悪くなっていたため、1990 年代後半から、ジョヘンソンが代理の tinoni jamajama を務めていた。

²⁹ チーフについても、bangara と呼ばれることがあるが、その場合、村のなかで bangara 的な指導力を発揮するという意味であり、M 集団のような親族集団の bangara を意味するわけではない。

³⁰ ハローニは、ビレイから当時の VP 集団の子どものなかで有能であると認識され、4 歳頃から次の bangara になるべく、古い慣習などを伝授されてきた。

ることもある。

bangara やチーフ、tinoni jamajama、そのほか様々な技術に長け、深い知識を持つ村人は、tinoni poraporana(直訳すると「成熟した人」と呼ばれる。tinoni poraporana は、他者の意見を聞きつつその正当性を裏付けるような過去の事例について説明したり、また諫めるような例え話をしたりする。

tinoni poraporana は、敬うべき存在として認識されており、話し合いにおいて村人みなで納得しうるような結論を探る。村を訪れた牧師などの教会関係者が何らかの助言をすることもあがるが、結論を導き出すのは bangara や tinoni jamajama などの tinoni poraporana を中心とする村人たちであった。

村人同士での喧嘩やいさかい、何らかの衝突が生じかねない問題が起こった場合は、bangara や tinoni jamajama、tinoni poraporana などで話し合いが行われる。そして、そこで話し合われた内容を踏まえて、tinoni jamajama などが他者の目に触れないように気を付けつつ、やんわりと村人を諭していた³¹。

また何らかの村全体の活動が行われる場合には、村会議(Community committee)が組織され、bangara を議長とし、書記 1 人のほか 6 人の村人が参加した。メンバーは tinoni poraporana を中心に選ばれ、活動内容によってメンバーが選びなおされた。

キリスト教徒化以前の村人は、bangara や tinoni jamajama を始めとする tinoni poraporana が中心となってあらゆる物事を決めていた。キリスト教徒化後についても、tinoni poraporana が地域社会を統率する役割を担い続けていたのである。

また、学校の父母会が学校の設備を整えるための寄付金収集活動を行ったり、一部の村人が何らかの開発の導入のためにグループを形成することがあった。しかしながら、村全体に関わるような事柄については、tinoni poraporana らを中心に、村人全体を集めて行われる話し合いで決定することが原則とされてきた。

³¹ 2001年1月から2006年1月にかけては、女性の水浴び場の覗き見、村人が餌付けをしているオオウナギ (*tulageni*, *Anguilla marmorata*) の伐採企業への販売、聖域に置かれていた石壺や石細工、貝加工品などの外国人旅行者への販売、ペアヴァ村住民によるピチュエ村住民の焼畑の損傷、村内での飲酒、タイマ栽培、濁酒作り、不義密通、窃盗などをいさめ、当事者間の調停を行う役割を tinoni poraporana らが担っていた。